

# 一般社団法人 沖縄県介護支援専門員協会 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会（以下「当法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を沖縄県那覇市に置く。

2 当法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、介護支援専門員がその職務を遂行していくために、多職種連携を促進し、職業倫理の高揚と要介護者等の人権擁護に努め、専門的教育及び研究を通してその専門性を高め、介護支援専門員の資質の向上と介護支援に関する知識・技術の普及を図り、もって県民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の倫理及び資質の向上に関する事業
- (2) 介護支援専門員のサポート体制の事業
- (3) 介護支援専門員の業務遂行に必要な情報の提供に関する事業
- (4) 一般社団法人日本介護支援専門員協会と連携を図り活動を行う
- (5) 社会保障制度全体及び介護支援専門員に関する調査研究・普及啓発・広報に関する事業
- (6) 介護支援専門員関係団体、保健・医療・福祉・行政・関係機関等との連携を図り、地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

## 第3章 会員及び社員

(種 別)

第5条 当法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 沖縄県内に住所又は就業先を有し、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第5項に規定する介護支援専門員、又は第69条の2第1項に規定する介護支援専門員の登録を受けている者のいずれかであって、当法人の目的及び事業に賛同して入会した者
- (2) 特別会員 当法人の目的に賛同し、専門的立場から当法人の運営に協力できる介護支援専

門員指導者、学識経験者及び行政関係者

(3) 賛助会員 当法人の運営を援助する個人・事業者・施設及び関係団体

(入会)

第6条 当法人に入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、当法人所定の申請をしなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 当法人の会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 死亡、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 介護保険法に規定する介護支援専門員でなくなったとき、又は登録が抹消されたとき
- (4) 会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員が当法人の名誉を著しく傷つけ、介護支援専門員として倫理に反する重大な行為のあった会員に対し、理事会の決議を経て、社員総会の議決によって除名することができる。ただし、その会員に対して事前に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金の不返還)

第11条 会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、原則返還しないものとする。

## 第4章 社員総会

(種別)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。

2 通常総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

(構成及び議決権の数)

第13条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1議決権とする。

(機能)

第14条 社員総会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に定める事項を決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画の承認及び収支予算に関する事項
- (3) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬に関する事項
- (5) 入会金及び会費の額に関する事項
- (6) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (7) その他当法人の運営に関する重要な事項

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも会日より1週間前までに通知しなければならない。

(招集及び開催)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催する。
- 3 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
  - (2) 正会員の10分の1以上から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき
  - (3) 監事から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき

(議長)

第16条 社員総会の議長は、その総会に出席した正会員から選出する。

(定足数)

第17条 社員総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第18条 社員総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 第1項の定めにかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 定款の変更
  - (2) 会員の除名
  - (3) 理事及び監事の解任
  - (4) 解散及び残余財産の処分
  - (5) その他法令で定められた事項

(表決委任等)

第19条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数、出席者数（表決委任者については、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長、会長及びその会議において正会員のうちから選任された議事録署名人2名以上が、署名押印する。

## 第5章 役 員

(種類及び定数)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 20名以上30名以内
- (2) 監 事 2名

2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって法第90条第3項に規定する代表理事とする。

4 前項の理事をもって法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 代表理事たる会長及び副会長は、理事会において選定する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 監事は、相互に親族その他特別な関係にある者であってはならない。

(職 務)

第23条 理事は、理事会を構成し、会務の決議および当法人業務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、当法人の業務を執行し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 当法人の会計を監査すること
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること

- (3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを社員総会、理事会に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に社員総会、理事会の招集を請求することができる

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選出後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期満了前に選任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の残任期間とする。
- 4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、役員は辞任又は任期満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第25条 役員が次の各号に該当するときは、任期の途中であっても、社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、その場合は、その役員に対して社員総会の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第26条 役員の報酬等は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するに要する費用の支払いをすることができる。

## 第6章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第27条 当法人に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、専門的な事項に関して必要な助言を行うことを職務とし、理事会の決議に基づいて、会長が委嘱し、社員総会に報告する。
- 3 相談役は、会長の求めに応じて、当法人の運営に関して必要な助言を行うことを職務とし、理事会の決議に基づいて、当法人の役員経験者の中から会長が委嘱し、社員総会に報告する。
- 4 顧問及び相談役は会長が委嘱し、1名以上5名以内とし、任期は会長の在任期間とする。
- 5 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 6 顧問及び相談役の報酬は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

## 第7章 理事会

### (構 成)

第28条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権 限)

第29条 理事会は次の各号に関する事項を決議する。

- (1) 社員総会の招集に関する事項の決定
- (2) 規程の制定、変更、廃止
- (3) 前各号に定めるものほか当法人の業務の決定
- (4) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (5) その他の法令または定款に定める事項

### (種類及び開催)

第30条 理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 法第101条第2項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき

### (招 集)

第31条 理事会は、前条第2号、第3号の規程による招集の場合を除き、会長又は副会長が招集する。

2 前条第2号による場合は理事が、第3号による場合は監事が理事会を招集する。

3 会長は、前項に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び提出議案、協議事項、報告連絡事項の案件を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

### (議 長)

第32条 理事会の議長は会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたときまたは会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順位に従い、副会長がこれに代わるものとする。

### (定足数)

第33条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

#### (決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### (決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

#### (議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事は、記名押印する。

## 第8章 支部組織

#### (支部組織の設置)

第37条 当法人は、当法人の目的を達成し、地域における活動に資するため、支部を置くことができる。

2 支部の設置及び活動に必要な事項は、社員総会の決議を経て会長が別に定める。

## 第9章 部会及び委員会

#### (部会及び委員会の設置)

第38条 当法人は、当法人の目的を達成するために部会及び委員会を置くことができる。

2 設置及び運営に関する必要な事項は、社員総会の決議を経て会長が別に定める。

## 第10章 財産及び会計

#### (事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (財産の管理運営)

第40条 当法人の財産は会長が管理し、その方法は理事会の決議を経て会長が別に定める。

#### (事業計画及び収支予算書)

第41条 当法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度開始前に、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の承認を受けた書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算は、毎年事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならぬ。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の各号の書類を主たる事務所に5年間備え置き、また従たる事務所に3年間据え置き、閲覧に供するとともに定款、会員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

## 第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会の決議をもって変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第45条 当法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が解散した場合に残余財産があるときは、社員総会の議決を経て、本会と類似の目的を有する公益法人等に贈与するものとする。

## 第12章 事務局

(事務局の設置)

第47条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長および職員は会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか理事会が定める。

## 第13章 公 告

(公告の方法)

第48条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

## 第14章 附 則

(委 任)

第49条 この定款の施行についての必要な事項は定款細則で定めるもののほか、理事会の定めるところによる。

2 本定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及びその他の法令の定めによるものとする。